

沖縄労働局発表
令和元年6月25日

担 当	労働基準部 部長 仁木 真司 賃金室長 嘉手納 尚 電話：098-868-3421
--------	--

令和元年度沖縄県地域別最低賃金の改正を沖縄地方 最低賃金審議会に諮問します！

－「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」－

1 趣 旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定等セーフティネットとして重要な役割を果たしています。

沖縄労働局（局長 安達 隆文）は、令和元年度の沖縄県地域別最低賃金の改定について、7月1日に開催される令和元年度第1回沖縄地方最低賃金審議会において改正の諮問を行います。

2 審議会開催日時

日 時 令和元年7月1日（月） 午後3時～
場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館
2 F 共用中会議室

3 現行沖縄県地域別最低賃金

762円（平成30年10月3日発効）

4 参考【沖縄県最低賃金改正の推移】

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最賃額	677円	693円	714円	737円	762円
引上額	13円	16円	21円	23円	25円

※ カメラ撮り等は冒頭のみとさせていただきます。